

四万十町教育振興基本計画策定委員会（第4回）

開催日時 令和6年5月30日（木） 13:30 ~

開催場所 四万十町役場東庁舎 2F 多目的小ホール

次第

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 辞令交付

4. 副委員長指名

5. 協議

(1) 前回の議事録確認

(資料1)

(2) 計画(案)について

前回からの修正について

① 第1章から第3章

② 第4章 施策1 学校教育の充実

③ 施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興

④ 施策3 子育ての支援

⑤ 資料編

(3) 今後の日程及び意見公募及びについて

(4) その他

6. 閉会

【資料】

資料1 前回（第3回）議事録（R6/1/30）

資料2 計画（案・5/24版）配布済み

資料3 意見公募について

○四万十町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	佐竹 美也	興津保育所長
	吉岡 栄作	七里小学校長
	中内 聖二	大正中学校長
(2) 学校等の保護者	槇野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会
(3) 社会教育委員	林 瑞穂	
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授
(5) 公募による者	田頭 誠志	
	山本 由美	
	河上 絵里	
(6) その他教育委員会が必 要と認める者	野村 泰子	四万十町教育研究所長

(10名：令和6年5月30日現在)

○事務局（10名）

教育長	山脇 光章
教育次長	浜田 章克
学校教育課	長森課長、浜口教育対策監、真城副課長、横山係長
生涯学習課	今西課長、高瀬副課長、宮本係長、中村係長
教育研究所	

四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の保育所（認定子ども園及び子育て支援センターを含む。）、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）の代表者 3人
- (2) 学校等の保護者 1人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 有識者 1人
- (5) 公募による者 3人以内
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。